

クラス番号	634	担当教員名	加藤 文雄
テーマ	司法福祉の視点から非行と家庭問題（夫婦間紛争と子）を考える		
著書・論文 研究課題等	「オーストリア司法関係機関訪問紀行」家庭裁判月報 48 巻 12 号 1996 年 「フィリピン養子法に関する情報整理の試みー涉外家事事件処理に関わる同法の改正経過と解釈・適用上の諸問題」朝日法学論集 29 号（家庭裁判月報 57 巻 6 号にも転載） 2003 年 「調査官実務において変わるものと変わらないものー調査官による事実の調査に関連してー」全国家庭裁判所調査官研究協議会研究展望 33 号 2005 年 「涉外家事事件整理ノート（新版）」新日本法規出版 2008 年 等		

ゼミナール概要

キーワード：非行と犯罪、夫婦間紛争と子の置かれる立場、問題対応能力の高揚

目的、内容、方法等：講師は、長年、家庭裁判所調査官として勤務してきました。家庭裁判所が扱う家庭に関する事件の種類は多く様々なものがあります。代表的なものとして、非行少年の処遇決定、離婚問題、子の保護や高齢者支援に関するものなどが挙げられます。最近の日本では、少子化、高齢化、国際化等が進んでいますが、社会の変化に伴って非行の態様や家庭問題（家庭紛争）の有様も少しずつ変わってきています。本ゼミでは、非行や家庭問題（主に夫婦間紛争）に関する基礎知識を学びつつ、これらを題材とした想定事例をも用いて、非行の動機や家庭紛争の要因等を考え、これらを理解することに努めます。

今少し具体的に、離婚問題からこれらの中身を覗いてみましょう。家庭内の様々な課題が夫婦間の亀裂を生み上げると、互いの信頼関係は崩れ、共同生活そのものの維持さえも困難になります。ここで、夫婦は、離婚をするかどうかの苦渋の決断を迫られます。しかしながら、離婚を前に、夫婦財産の分配、子の親権者、離婚後の子との生活費、子と離れる親と子との交流を維持するか否か等の課題が、夫婦のみならず子へも同時にのしかかり、多くの場合、家族全体が精神的にも経済的にも不安定な状況に置かれます。また、非行も、家庭（家族）の安定性と無関係ではありません。非行の要因も多々ありますが、子は生み育てられた親子という一蓮托生の関係性の下で、自己の成長課題を解決してゆかねばならないのです。

福祉がこれら夫婦や子の人生に代ることはできませんが、行うべきことは多くあります。家庭裁判所（司法福祉）では、当事者夫婦や非行少年を前に、まず、これらの人々が抱える諸事情や解決すべき課題を把握・整理し、当事者らの状況に応じた解決方法等を提示するようにします。そして、当事者らへ解決に向けての自己決定を促します。当事者らの理解(課題への認識)がある程度進めば、自己決断が可能になり、それがその人の力になります。ただし、このような支援を行う側も、当事者らのとまどい等に揺さぶられます。ゼミ中では、ロールプレイで、自らの心を動かしつつこのコントロールもするといった難しさ等も体験してほしいものです。

授業計画：このような人間的な問題（複雑な問題）を扱うには、ある程度学際的な知識が必要です。このため、3年次前期は、非行（犯罪）に関する入門的知識の習得から始め、発達心理等の関連知識をも補充していくようにします。3年次後期には、夫婦関係と親子関係へと比重を移します。できる限り意見発表や意見交換等を行う場にしたいと考えています。4年次には、それまでの検討等を踏まえて最も関心の深いテーマを設定し、卒論で取り組むようにします。

適宜、裁判所等、関係機関の見学を実施して見聞を広げる機会も設けたいと考えます。

担当教員からのメッセージ

このところ、人の動きは地球的規模になり、異文化や宗教などが人の生き方に与える影響も大きくなっているといわれています。しかしながら、ある意味、学校も家庭も小さな異文化空間にほかなりません。若者の生活感覚や夫婦関係の在り方も日々変化しています。そこでの共存に向けての『正解』は単純なものではないように思われます。本ゼミでは、『正解』を急ぐというより、ゼミ生が様々な視点から家庭問題を観て、感じ、考え、発言することに特に意義があると考えています。このため、受け身とならない熱心な取り組みを期待します。